令和４年第５回

各務原市議会定例会議案

令和４年１１月２５日

目　　次

議第　９５号	令和４年度各務原市一般会計補正予算（第８号）	別冊
議第　９６号	令和４年度各務原市水道事業会計補正予算（第１号）	別冊
議第　９７号	令和４年度各務原市下水道事業会計補正予算（第１号）	別冊
議第　９８号	各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	１頁
議第　９９号	各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	３頁
議第１００号	各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	１４頁
議第１０１号	各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について	２４頁
議第１０２号	各務原市職員の高齢者部分休業に関する条例について	４７頁
議第１０３号	各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例について	５０頁
議第１０４号	各務原市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部を改正する条例について	５４頁
議第１０５号	各務原市公共駐車場条例の一部を改正する条例について	５７頁
議第１０６号	各務原市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例について	６０頁
議第１０７号	各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	６２頁
議第１０８号	各務原市営住宅条例の一部を改正する条例について	６４頁
議第１０９号	工事請負契約の変更について（各務原市新庁舎建設工事）	６９頁
議第１１０号	工事請負契約の変更について（各務原市庁舎解体工事）	７０頁
議第１１１号	市道路線の認定について（市道那１１５６号線）	７１頁
議第１１２号	市道路線の認定について（市道那１１５５号線）	７３頁
議第１１３号	市道路線の認定について（市道鵜１４２２号線）	７５頁
議第１１４号	市道路線の廃止及び認定について（市道各３４４号線ほか１路線）	７７頁
議第１１５号	市道路線の廃止及び認定について（市道蘇南７７号線）	８０頁

議第９８号

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

常勤の特別職職員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和３８年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２１５」を「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２５」に改める。

第２条　各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２５」を「１００分の２２０」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第９９号

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

常勤の一般職職員の給料の額等を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の給与に関する条例及び各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（各務原市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　各務原市職員の給与に関する条例（昭和３８年条例第７０号）の一部を次のように改正する。

第２３条第２項第１号中「加算した額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の１１５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１０５（特定管理職員にあっては、１００分の１２５）」を加え、同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の５５）」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の５０（特定管理職員にあっては、１００分の６０）」を加える。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

行政職給料表（１）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
再任用職員以外の職員	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600

41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		

	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600					
	95		295,200	343,100					
	96		295,600	343,500					
	97		295,800	343,700					
	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第５条関係）

行政職給料表（２）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
再任用職員以外の職員	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600

	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
	49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
	53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	215,800	253,100	282,500	311,300	
	71	216,100	253,500	283,300	311,800	
	72	216,400	253,900	284,000	312,300	
	73	216,600	254,100	284,800	312,600	
	74	217,000	254,500	285,500	313,100	
	75	217,400	255,000	286,300	313,600	
	76	218,000	255,500	287,100	314,000	
	77	218,200	255,800	287,700	314,200	
	78	218,700	256,200	288,200	314,500	
	79	219,100	256,700	288,700	314,800	
	80	219,500	257,200	289,100	315,100	
	81	220,000	257,500	289,500	315,400	
	82	220,300	257,800	289,900	315,700	
	83	220,600	258,100	290,400	316,000	
	84	221,000	258,400	290,900	316,300	

	85	221, 500	258, 600	291, 300	316, 500	
	86	221, 900	258, 800	291, 900	316, 900	
	87	222, 300	259, 100	292, 500	317, 200	
	88	223, 000	259, 400	293, 100	317, 400	
	89	223, 400	259, 600	293, 400	317, 600	
	90	223, 900	259, 800	293, 900	317, 900	
	91	224, 400	260, 200	294, 400	318, 200	
	92	224, 800	260, 400	294, 800	318, 500	
	93	225, 100	260, 700	295, 200	318, 700	
	94	225, 500	261, 100	295, 700	319, 000	
	95	225, 900	261, 400	296, 200	319, 300	
	96	226, 200	261, 700	296, 700	319, 500	
	97	226, 500	261, 900	297, 000	319, 700	
	98	226, 900	262, 200	297, 400	320, 000	
	99	227, 300	262, 400	297, 900	320, 300	
	100	227, 700	262, 700	298, 400	320, 500	
	101	228, 100	263, 000	298, 800	320, 700	
	102	228, 500	263, 200	299, 200		
	103	228, 900	263, 500	299, 500		
	104	229, 300	263, 800	299, 800		
	105	229, 700	264, 000	300, 100		
	106	230, 200	264, 200	300, 500		
	107	230, 500	264, 500	300, 900		
	108	230, 900	264, 700	301, 300		
	109	231, 100	265, 000	301, 600		
	110	231, 500	265, 300	302, 000		
	111	232, 000	265, 600	302, 400		
	112	232, 400	265, 800	302, 700		
	113	232, 600	266, 000	302, 900		
	114	233, 100	266, 300	303, 200		
	115	233, 600	266, 500	303, 500		
	116	234, 100	266, 700	303, 700		
	117	234, 400	267, 000	303, 900		
	118	234, 800	267, 300	304, 200		
	119	235, 200	267, 600	304, 500		
	120	235, 600	267, 900	304, 700		
	121	236, 000	268, 100	304, 900		
	122		268, 300	305, 200		
	123		268, 600	305, 500		
	124		268, 900	305, 700		
	125		269, 100	305, 900		
	126		269, 300	306, 200		
	127		269, 600	306, 500		
	128		269, 900	306, 700		

	129 130 131 132 133 134 135 136 137		270,100 270,300 270,600 270,900 271,100 271,300 271,600 271,900 272,100	306,900 307,200 307,500 307,700 307,900		
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考　この表は、法第５７条に規定する単純な労務に雇用される職員に適用する。

第２条　各務原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２３条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の９５」を「１００分の１００」に、「１００分の１１５）、１２月に支給する場合には１００分の１０５（特定管理職員にあっては、１００分の１２５」を「１００分の１２０」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の４５」を「１００分の４７．５」に、「１００分の５５）、１２月に支給する場合には１００分の５０（特定管理職員にあっては、１００分の６０」を「１００分の５７．５」に改める。

（各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１６２．５」を「、６月に支給する場合には１００分の１６２．５、１２月に支給する場合には１００分の１６７．５」に改める。

別表第１中「３７５，０００」を「３７６，０００」に改める。

第４条　各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１６２．５、１２月に支給する場合には１００分の１６７．５」を「１００分の１６５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の各務原市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の各務原市職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて

支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第３条　前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

議第１００号

各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

会計年度任用職員の給料の額等を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表（１）

職務の級	１級	２級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700

41	209, 300	256, 000
42	210, 600	257, 400
43	211, 900	258, 600
44	213, 200	259, 800
45	214, 300	260, 900
46	215, 600	262, 100
47	216, 900	263, 400
48	218, 200	264, 500
49	219, 200	265, 600
50	220, 300	266, 600
51	221, 300	267, 800
52	222, 300	268, 900
53	223, 300	269, 900
54	224, 200	270, 900
55	225, 100	272, 000
56	226, 000	273, 100
57	226, 300	274, 000
58	227, 100	275, 000
59	227, 800	275, 900
60	228, 500	277, 000
61	229, 200	278, 100
62	230, 000	279, 100
63	230, 700	280, 000
64	231, 300	281, 000
65	231, 900	281, 500
66	232, 500	282, 400
67	233, 100	283, 100
68	233, 800	284, 000
69	234, 500	285, 000
70	235, 100	285, 800
71	235, 600	286, 600
72	236, 300	287, 400
73	237, 000	288, 200
74	237, 600	288, 700
75	238, 200	289, 100
76	238, 700	289, 600
77	239, 300	289, 800
78	240, 000	290, 100
79	240, 700	290, 300
80	241, 200	290, 700
81	241, 700	290, 900
82	242, 300	291, 100
83	242, 900	291, 500
84	243, 400	291, 800

85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

行政職給料表（２）

職務の級	１級	２級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	136,200	187,400
2	137,100	188,700
3	138,100	190,100
4	139,000	191,300
5	140,000	192,300
6	141,000	193,800
7	142,000	195,200
8	143,000	196,500
9	143,800	197,900
10	144,800	198,900
11	145,800	200,200
12	146,900	201,200
13	147,700	202,400
14	148,700	203,500
15	149,800	204,600
16	150,800	205,700
17	151,900	206,600
18	153,300	207,700
19	154,500	208,700
20	155,700	209,700
21	156,800	210,600
22	158,000	211,700
23	159,200	212,800
24	160,400	213,700
25	161,500	214,600
26	163,000	215,500
27	164,500	216,200
28	166,000	217,100
29	167,400	217,900
30	168,800	219,100
31	170,300	220,100
32	171,800	220,900
33	173,100	221,500
34	174,800	222,500
35	176,500	223,600
36	178,200	224,700
37	179,900	225,200
38	181,300	226,300
39	183,000	227,400
40	184,500	228,400

41	185, 800	229, 200
42	187, 200	230, 200
43	188, 500	231, 200
44	189, 900	232, 100
45	191, 400	233, 000
46	192, 700	233, 900
47	194, 100	234, 700
48	195, 500	235, 400
49	196, 800	236, 300
50	197, 900	237, 300
51	199, 000	238, 300
52	200, 200	239, 300
53	201, 300	240, 300
54	202, 400	241, 300
55	203, 300	242, 000
56	204, 400	242, 700
57	205, 500	243, 500
58	206, 400	244, 400
59	207, 400	245, 300
60	208, 400	246, 000
61	209, 500	246, 800
62	210, 400	247, 600
63	211, 300	248, 500
64	212, 200	249, 200
65	212, 800	250, 000
66	213, 600	250, 600
67	214, 300	251, 300
68	215, 000	251, 800
69	215, 400	252, 500
70	215, 800	253, 100
71	216, 100	253, 500
72	216, 400	253, 900
73	216, 600	254, 100
74	217, 000	254, 500
75	217, 400	255, 000
76	218, 000	255, 500
77	218, 200	255, 800
78	218, 700	256, 200
79	219, 100	256, 700
80	219, 500	257, 200
81	220, 000	257, 500
82	220, 300	257, 800
83	220, 600	258, 100
84	221, 000	258, 400

85	221, 500	258, 600
86	221, 900	258, 800
87	222, 300	259, 100
88	223, 000	259, 400
89	223, 400	259, 600
90	223, 900	259, 800
91	224, 400	260, 200
92	224, 800	260, 400
93	225, 100	260, 700
94	225, 500	261, 100
95	225, 900	261, 400
96	226, 200	261, 700
97	226, 500	261, 900
98	226, 900	262, 200
99	227, 300	262, 400
100	227, 700	262, 700
101	228, 100	263, 000
102	228, 500	263, 200
103	228, 900	263, 500
104	229, 300	263, 800
105	229, 700	264, 000
106	230, 200	264, 200
107	230, 500	264, 500
108	230, 900	264, 700
109	231, 100	265, 000
110	231, 500	265, 300
111	232, 000	265, 600
112	232, 400	265, 800
113	232, 600	266, 000
114	233, 100	266, 300
115	233, 600	266, 500
116	234, 100	266, 700
117	234, 400	267, 000
118	234, 800	267, 300
119	235, 200	267, 600
120	235, 600	267, 900
121	236, 000	268, 100
122		268, 300
123		268, 600
124		268, 900
125		269, 100
126		269, 300
127		269, 600
128		269, 900

129		270,100
130		270,300
131		270,600
132		270,900
133		271,100
134		271,300
135		271,600
136		271,900
137		272,100

備考　この表は、フルタイム会計年度任用職員のうち法第５７条に規定する単純な労務に雇用される職員に適用する。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議第１０１号

各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

職員の定年を引き上げる等のため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

（各務原市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第１条　各務原市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　定年制度（第２条―第５条）

第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条）

第４章　定年前再任用短時間勤務制（第１２条・第１３条）

第５章　雑則（第１４条）

附則

第１章　総則

第１条中「）第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３」を「。以下「法」という。）第２２条の４第１項及び第２項、第２２条の５第１項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第２章　定年制度

第３条中「６０年」を「６５年」に改める。

第４条第１項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第９条の規定により異動期間（同条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下この条及び第３章において同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

第４条第１項第１号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第２号中「、その」を「、当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第３号中「その」を「当該」に、「特別な」を「特別の」に、「とき」を「こと」に改め、同条第２項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第３項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第４項中「任命権者は」の次に「、第１項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第２項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第１項の事由が存しなくなった」を「第１項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の３章を加える。

第３章　管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第６条　法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、各務原市職員の給与に関する条例（昭和３８年条例第７０号）第１０条第１項及び各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年条例第３３号）第４条に規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第７条　法第２８条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第８条　任命権者は、法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第１３条、第１５条、第２３条の３、第２７条第１項及び第５６条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（１）当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第１０条において「降任

等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第１５条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力（次条第３項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

（２）人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（３）当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第９条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第３項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

（１）当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（２）当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

（３）当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が

生ずること。

2　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第４項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

3　任命権者は、第１項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市の規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4　任命権者は、第１項若しくは第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第２項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前３項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると

認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第１０条　任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第３項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第１１条　任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第４章　定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第１２条　任命権者は、年齢６０年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第１項において「年齢６０年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第１項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第１３条　任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（本市が組織する地方公共団体の組合をいう。）の年齢６０年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

２　前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第５章　雑則

（委任）

第１４条　この条例の実施に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附則に次の２項を加える。

（定年に関する経過措置）

５　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における第３条の規定の適用については、同条中「６５年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

６　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（各務原市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第２条　各務原市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和３８年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「降任」の次に「（法第２８条の２第１項本文の規定による他の職への降任を除く。）」を加える。

第７条中「とする」を「並びに法第２８条の２第１項降給（法第２８条の２第１項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。第１０条ただし書において同じ。）とする」に改める。

第８条第１項中「降任された場合の」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合の」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

第１０条に次のただし書を加える。

ただし、法第２８条の２第１項降給をする場合は、この限りでない。

附則に次の２項を加える。

３　各務原市職員の給与に関する条例（昭和３８年条例第７０号）附則第１２項の規定の適用を受ける職員に対する第７条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに各務原市職員の給与に関する条例（昭和３８年条例第７０号）附則第１２項の規定による降給とする」とする。

４　第１０条の規定は、各務原市職員の給与に関する条例附則第１２項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（各務原市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第３条　各務原市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和３８年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「１年」を「１日以上６月」に、「給料の月額の５分の１」を「その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、報酬（常勤の職員に支給する給料及びこれに対する地域手当に相当する額をいう。）の月額に相当する額。以下この条において同じ。）の１０分の１」に改め、同項に後段として次のように加え、同条第２項を削る。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

（各務原市職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条　各務原市職員の給与に関する条例（昭和３８年条例第７０号）の一部を次のように改正する。

第５条の２を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第５条の２　法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される前条第１項の給料表（以下「給料表」という。）の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、次条第２項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第６条第３項ただし書中「ただし、」の次に「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する」を加え、「育児休業法」を「同法」に、「その者」を「当該育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第４項ただし書中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第５項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第６項ただし書中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第７項中「その者」を「当該職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の給料月額にあっては、当該育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

第１０条第１項中「の指定する者」を「で指定する職を占める職員」に改める。

第１４条第１項第１号中「道路（以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「以下「運賃等」を「第３号及び次項第１号において「運賃等」に改め、同項第２号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第２項第１号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第３号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第２号中「再任用短時間勤務職員」

を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第３号中「その者」を「当該職員」に改める。

第１７条第１項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「「正規の勤務」を「「正規の勤務時間」に、「「１００分の１００」を「、「１００分の１００」に改め、同条第４項中「（第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第５項中「場合は１００分の１７５」を「場合には、１００分の１７５」に、「場合は、」を「場合には、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該時間が同項に規定する育児短時間勤務職員等が同項第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１５０（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１７５）から１００分の１００（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合には、１００分の１２５）を減じた割合を乗じて得た額とする。

第２２条第２項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第３項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２３条第１項中「この条」を「この項から第３項まで」に、「、その者」を「、当該職員」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第２項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２３条の３第１項中「から第１９条まで」を「及び第１８条」に改め、同条第２項中「第１１条」を「第６条第３項から第１０項まで、第１１条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第８項中「もの」を「措置」に、「にあっては」を「には」に、「越えて」を「超えて」に改める。

附則に次の７項を加える。

１２　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（附則第１４項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第６条第２項の規定により当該職員の属する職

務の級並びに同条第３項、第４項、第６項及び第７項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額にあっては、当該額に算出率を乗じて得た額とする。

１３　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（１）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（２）各務原市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２５号）第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（３）各務原市職員の定年等に関する条例第９条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する異動期間（同項又は同条第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第６条に規定する職を占める職員

１４　法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第１６項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第１２項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市の規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第１２項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

１５　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第６条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第６条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

１６　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第１２項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第１４項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

１７　附則第１４項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第１２項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市の規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

１８　附則第１２項から前項までに定めるもののほか、附則第１２項の規定による給料月額、附則第１４項の規定による給料その他附則第１２項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

別表第１再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第２再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

（各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第５条　各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

第１１条の２第１項中「、第９条第２項及び第１０条」を「及び第９条第２項」に改める。

第１８条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、

同条中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項、第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項若しくは第２２条の５第１項」に改める。

（各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第６条　各務原市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

（３）定年等条例第９条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第１０条に次の１号を加える。

（３）定年等条例第９条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第１８条第２号中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第１９条第１項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第７条　各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項」に、「同法第２８条の５第１項」を「同法第２２条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第３条第１項ただし書及び第２項ただし書、第４条第２項並びに第１２条第１項第１号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第８条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成１１年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）各務原市職員の定年等に関する条例第９条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第９条　各務原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第４号中「昭和５９年条例第２５号」の次に「。以下「定年等条例」という。」を加え、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）定年等条例第９条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第１０条第４号中「各務原市職員の定年等に関する条例」を「定年等条例」に改め、同条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）定年等条例第９条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（各務原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第１０条　各務原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第１１条　各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１８年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

第９条第１項中「から第１９条まで」を「、第１８条」に改め、同条第２項中「「以下「管理職員」」を「「第１０条第１項の規定に基づく市の規則で指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）」に改め、「を含む。以下「管理職員」」を削る。

第１０条第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（各務原市職員の再任用に関する条例の廃止）

第１２条　各務原市職員の再任用に関する条例（平成１２年条例第３３号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、附則第１１条の規定

は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第２条　任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第１条の規定による改正前の各務原市職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第４条第１項又は第２項の規定により勤務することとされ、かつ、改正前の定年条例勤務延長期限（同条第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「改正前の定年条例勤務延長職員」という。）について、改正前の定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第１条の規定による改正後の各務原市職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年条例」という。）第４条第１項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該改正前の定年条例勤務延長職員に係る改正前の定年条例第２条に規定する定年退職日の翌日から起算して３年を超えることができない。

２　任命権者は、基準日（施行日、令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における改正後定年（改正後の定年条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における改正後定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第３条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の３月３１日までの間に改正後の定年条例第４条第１項若しくは第２項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第３条に規定する定年）に達している職員（当該市の規則で定める職にあっては、市の規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

３　改正後の定年条例第４条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第３条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢６５年に達する日以後における最初の３月３１日（以下この条から附則第６条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前定年（改正前の定年条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前定年に準じた当該職に係る年齢。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（１）施行日前に改正前の定年条例第２条の規定により退職した者

（２）改正前の定年条例第４条第１項若しくは第２項、令和３年改正法附則第３条第５項又は前条第１項の規定により勤務した後退職した者

（３）２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前２号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

（４）２５年以上勤続して施行日前に退職した者（前３号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和３年改正法による改正前の地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第１項若しくは第２項、附則第５条第１項若しくは第２項又は附則第６条第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。次項第６号において同じ。）をされたことがある者

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（１）施行日以後に改正後の定年条例第２条の規定により退職した者

（２）施行日以後に改正後の定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した

後退職した者

（３）施行日以後に改正後の定年条例第１２条の規定により採用された者のうち、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（４）施行日以後に改正後の定年条例第１３条第１項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第３項に規定する任期が満了したことにより退職した者

（５）２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にある者

（６）２５年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

３　前２項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、１年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前２項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

４　暫定再任用職員（第１項若しくは第２項、次条第１項若しくは第２項、附則第５条第１項若しくは第２項又は附則第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

５　任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第４条　任命権者は、前条第１項の規定によるほか、組合（本市が組織する地方公共団体の組合をいう。次項及び附則第６条において同じ。）における前条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、前条第２項の規定によるほか、組

合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

第５条　任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第３条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第１２条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る改正前定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第１項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、附則第３条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後定年をいう。次条第２項及び附則第１０条において同じ。）に達している者（改正後の定年条例第１２条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、附則第３条第３項から第５項までの規定を準用する。

第６条　任命権者は、前条第１項の規定によるほか、新地方公務員法第２２条の５第

３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、組合における附則第３条第１項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正前定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

２　令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、前条第２項の規定によるほか、新地方公務員法第２２条の５第３項において準用する新地方公務員法第２２条の４第４項の規定にかかわらず、組合における附則第３条第２項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後定年相当年齢に達している者（改正後の定年条例第１３条第１項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

３　前２項の場合においては、附則第３条第３項から第５項までの規定を準用する。

（令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職及び年齢）

第７条　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（１）施行日以後に新たに設置された職

（２）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

２　令和３年改正法附則第８条第３項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職及び年齢）

第８条　令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２２条の４第４項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（１）施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（２）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

２　令和３年改正法附則第４条から第７条までの規定が適用される場合における令和３年改正法附則第８条第４項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第２

２条の４第４項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第９条　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第３条から第６条までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後定年が基準日の前日における改正後定年を超える職とする。

（１）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（２）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している者とする。

３　令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、第１項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第１０条　任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における改正後定年相当年齢が基準日の前日における改正後定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から改正後の定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後定年相当年齢に達している者（当該市の規則で定める短時間勤務の職にあっては、市の規則で定める

者）を、改正後の定年条例第１２条又は第１３条第１項の規定により採用することができず、改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第１２条又は第１３条第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市の規則で定める短時間勤務の職にあっては、市の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第１１条　令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

（各務原市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１２条　第３条の規定による改正後の各務原市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第４条の規定は、施行日以後に発令する減給について適用し、施行日前に発令する減給については、なお従前の例による。

（各務原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１３条　第４条の規定による改正後の各務原市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第１２項から第１８項までの規定は、令和３年改正法附則第３条第５項の規定又は附則第２条第１項の規定により勤務している職員には適用しない。

第１４条　暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第５条の２に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、各務原市職員の給与に関する条例第６条第２項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時

間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

３　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与条例第５条の２に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、各務原市職員の給与に関する条例第６条第２項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第２条第３項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

４　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第１４条第２項及び第１７条第２項の規定を適用する。

５　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第２２条第３項の規定を適用する。

６　改正後の給与条例第２３条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第１号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年条例第　　号）附則第３条第４項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第２号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

７　各務原市職員の給与に関する条例第６条第８項から第１０項まで、第１１条から第１３条まで、第１３条の３及び第２７条並びに改正後の給与条例第６条第３項から第７項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（暫定再任用職員に対する各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用除外）

第１５条　各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第５条、第５条の２及び第１４条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１６条　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第７条の規定による改正後の各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定

を適用する。

（委任）

第１７条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

議第１０２号

各務原市職員の高齢者部分休業に関する条例について

各務原市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

職員の高齢者部分休業について定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の高齢者部分休業に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２６条の３の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業）

第２条　高齢者部分休業の承認は、当該職員の１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１を超えない範囲内で、１５分を単位として行うものとする。

２　法第２６条の３第１項の高年齢として条例で定める年齢は、６０歳とする。

３　法第２６条の３第１項の規定により職員が申請をする場合において、当該申請において示す日は、前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の４月１日以後の日でなければならない。

（高齢者部分休業取得中の給与）

第３条　職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、各務原市職員の給与に関する条例（昭和３８年条例第７０号）第１６条第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第２０条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　高齢者部分休業をしている職員に対する各務原市職員の給与に関する条例第１４条第２項第２号の規定の適用については、同号中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員」とあるのは、「法第２６条の３第１項の規定による高齢者部分休業をしている職員」とする。

（承認の取消し又は休業時間の短縮）

第４条　任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた１週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第５条　任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

２　各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「ことをいう。）」の次に「、高齢者部分休業（当該職員が６０歳に達した日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（各務原市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２５号）第２条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、１週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）」を加える。

議第１０３号

各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例について

各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料等）

第３条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

２　保有個人情報の開示を写しの交付により受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第４条　実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、各務原市個人情報保護・情報公開審査会条例（平成１５年条例第１４号）第１条に規定する各務原市個人情報保護・情報公開審査会に諮問することができる。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（各務原市個人情報保護条例の廃止）

第２条　各務原市個人情報保護条例（平成９年条例第１８号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る旧条例第３条第２項、第２２条第２項及び第２２条の３第３項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第２条第１号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

（１）前条の規定の施行の際現に旧条例第２条第２号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（同条第３号に規定する職員をいう。以下この号において同じ。）である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

（２）前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いを含む業務の委託を受けていた者（第５項において「受託者」という。）又は当該業務に従事していた者

（３）前条の規定の施行前において旧実施機関から指定管理者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）の指定を受けて公の施設（同法第２４４条第１項に規定する公の施設をいう。）の管理を行っていた者又は当該管理の業務に従事していた者

２　前条の規定の施行前において旧条例第６条第１項の規定により置かれた各務原市個人情報保護審議会の委員であった者に係る同条第７項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

３　前条の規定の施行の日前に旧条例第１３条第１項、第２項若しくは第３項（旧条例第１４条第３項及び第１５条第３項において準用する場合を含む。）、第１４条第１項若しくは第２項又は第１５条第１項若しくは第２項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

４　旧条例の規定による開示決定等（旧条例第１９条の２に規定する開示決定等をいう。）に対する審査請求（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求をいう。）については、なお従前の例による。

５　第１項第１号に掲げる者又は受託者の業務に従事していた者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２８条に規定する個人情報ファイルを前条の規定の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

６　前項に規定する者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第２条第３号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

７　前２項の規定は、本市の区域外にある者に対しても適用する。

（各務原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第４条　各務原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１５年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第９条中「各務原市個人情報保護条例（平成９年条例第１８号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）」に、「遵守し個人情報が適切に保護されるよう配慮する」を「遵守する」に改める。

議第１０４号

各務原市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部を改正する条例について

各務原市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

個人情報保護・情報公開審査会の所掌事務を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市個人情報保護・情報公開審査会条例の一部を改正する条例

各務原市個人情報保護・情報公開審査会条例（平成１５年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条を次のように改める。

（設置）

第１条　次に掲げる事務を行うため、各務原市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（１）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ審査請求（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）について調査審議すること。

（２）各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第　　号）第４条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

（３）各務原市情報公開条例（平成１１年条例第２号。以下「情報公開条例」という。）第１１条第１項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長並びに議会をいう。

（２）保有個人情報　法第６０条第１項に規定する保有個人情報をいう。

（３）公文書　情報公開条例第２条第２号に規定する公文書をいう。

第５条第１項中「審査のため」を「第１条第１号及び第３号の調査審議のため」に改め、「（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）」を削り、「個人情報保護条例第１９条の２に規定する開示決定等」を「法第７８条第１項第４号に規定する開示決定等、法第９４条第１項に規定する訂正決定等、法第１０２条第１項に規定する利用停止決定等若しくは法第７６条第２項に規定する開示請求、法第９０条第２項に規定する訂正請求若しくは法第９８条第２項に規定する利用停止請求に係る不作為」に改める。

第１０条中「審査会は、」の次に「第１条第１号及び第３号の」を加える。

第１１条中「行う」の次に「第１条第１号及び第３号の」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第　　号）附則第２条の規定による廃止前の各務原市個人情報保護条例（平成９年条例第１８号）第２０条第１項の規定による諮問（各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第３条第４項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求に係るものを含む。）に係る調査審議については、なお従前の例による。

議第１０５号

各務原市公共駐車場条例の一部を改正する条例について

各務原市公共駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

本庁舎駐車場を新設する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市公共駐車場条例の一部を改正する条例

各務原市公共駐車場条例(平成１７年条例第３６号)の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

本庁舎駐車場	各務原市那加桜町１丁目６９番地

別表中

「

（３）（１）及び（２）以外の駐車場

区分	利用単位	金額
普通利用	３時間以内	無料
	３時間を超える場合	３時間を超える時間について、１時間までごとに１００円

」を

「

（３）総合福祉会館駐車場、産業文化センター駐車場及び本庁舎駐車場

区分		利用単位	金額
普通利用	ア　総合福祉会館、産業文化センター又は本庁舎を利用する場合	３時間以内	無料
		３時間を超える場合	３時間を超える時間について、３０分までごとに１００円
	イ　アに掲げる場合以外の場合	３０分以内	１００円
		３０分を超える場合	３０分までごとに１００円

」に

（４）（１）から（３）まで以外の駐車場

区分	利用単位	金額
普通利用	３時間以内	無料
	３時間を超える場合	３時間を超える時間について、１時間までごとに１００円

」

改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

２　改正後の別表の規定（本庁舎駐車場に係る部分を除く。）は、この条例の施行の

日以後に入場する自動車に係る駐車場の使用料について適用し、同日前に入場した自動車に係る駐車場の使用料については、なお従前の例による。

3　改正後の別表の規定（本庁舎駐車場に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に入場する自動車に係る駐車場の使用料について適用する。

議第１０６号

各務原市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例について

各務原市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

町の区域及び名称の変更に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例

各務原市消防本部及び消防署設置条例（昭和３９年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条の表各務原東部方面消防署の項中「各務西町」を「各務西町　各務山」に改める。

附　則

この条例は、令和５年１月４日から施行する。

議第１０７号

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成８年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「７円５１銭」を「７円７３銭」に改め、同条第３号中「５２５円６銭」を「５４１円３１銭」に、「３１万５００円」を「３１万6，２５０円」に改める。

第４条第１項第２号ア中「１万5，８００円」を「１万6，１００円」に改め、同号イ中「7，５６０円」を「7，７００円」に改める。

第４条の２中「７円５１銭」を「７円７３銭」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第１０８号

各務原市営住宅条例の一部を改正する条例について

各務原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

市営住宅の駐車場の管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市営住宅条例の一部を改正する条例

各務原市営住宅条例（昭和４４年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１３条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条中「同条同項」を「同条第１項」に改める。

第２４条第２項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第３４条第１項中「第３２条第１項の各号」を「第３２条第１項各号」に改める。

第３６条を第４６条とする。

第３５条中「又は敷金」を「、敷金又は駐車場の使用料」に改め、同条を第４５条とする。

第３４条の次に次の１０条を加える。

（使用許可）

第３５条　市営住宅の入居者は、市営住宅の敷地の一部を駐車場として使用しようとするときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定に基づく市長の許可を受けなければならない。

（使用許可者の資格）

第３６条　前条に規定する駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「資格者」という。）とする。

（１）市営住宅の入居者であること。

（２）次のいずれかの事由に該当すること。

ア　入居者又は同居者が自ら使用するために駐車場を必要としていること。

イ　入居者又は同居者が第８条第２項第２号ア又は第３項第２号に規定する障がいの程度の者であって、その生活を補助する者が使用するために駐車場を必要としていること。

（３）駐車場の使用料を支払うことができること。

（４）法第２９条第１項において準用する公営住宅法第３２条第１項第１号から第５号まで及び第３４条第１項各号のいずれにも該当しないこと。

（５）駐車しようとする自動車が駐車場の管理上、支障とならないものであること。

（使用許可の申請）

第３７条　使用許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（使用許可の決定等）

第３８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用許可の可否を決定するものとする。

２　前項の場合において、申請に係る自動車の台数が使用させるべき駐車場の区画数を超えるときは、市長は、公開の抽選により使用許可を受ける者を決定するものとする。ただし、当該申請をした者又はその同居者が身体障がい者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、当該申請をした者に優先的に使用許可をすることができる。

３　市長は、第１項の規定により使用許可の決定をしたときは、当該申請をした者に対し、文書をもってその旨及び使用許可の期間を通知するものとする。

（使用許可の承継）

第３９条　使用許可者（前条第１項の規定により使用許可の決定を受けた者又はこの条の規定により使用許可を承継した者をいう。以下同じ。）が死亡し、又は退去し、その同居者が第２３条第１項の承認を受けた場合において、当該同居者が資格者となったと市長が認めるときは、当該同居者は、当該使用許可者に係る使用許可を承継することができる。

（駐車場の使用料）

第４０条　市長は、使用許可者から駐車場の使用料を徴収する。

２　駐車場の使用料の額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。）は、自動車１台当たり月額１，９８０円とする。

３　市長は、第１６条の規定の適用を受ける者が使用許可者であるときは、駐車場の使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

（駐車場の使用料の変更）

第４１条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用料を変更することができる。

（１）物価の変動に伴い、駐車場の使用料を変更する必要があると認めるとき。

（２）駐車場について改良を施したとき。

（駐車場の使用料の納付）

第４２条　使用許可者は、第３８条第３項の使用許可の期間の初日が属する月から駐車場を明け渡した日（駐車場の明渡しの請求があったときには、明渡しの請求があ

った日）が属する月までの駐車場の使用料を納付しなければならない。

２　使用許可者は、毎月末（市営住宅の明渡しに伴い月の途中で駐車場を明け渡したときは、駐車場を明け渡した日）までに、その月分の駐車場の使用料を納付しなければならない。

（使用許可の取消し等）

第４３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、当該使用許可者に対して駐車場の明渡しを請求することができる。

（１）使用許可者が不正の行為により使用許可を受けたとき、又は使用許可の承継をしたとき。

（２）使用許可者が駐車場の使用料を３月以上滞納したとき。

（３）使用許可者又は駐車場の使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。

（４）駐車場の使用者が正当な事由によらないで３０日以上駐車場を使用しないとき。

（５）使用許可者が資格者でなくなったとき。

（６）公用又は公共の用に供するために必要が生じたとき。

（７）前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

２　第３４条第２項の規定は、前項の規定により駐車場の明渡しを請求する場合について準用する。この場合において、同条第２項中「入居者」とあるのは「使用許可者」と、「前項」とあるのは「第４３条第１項」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

（準用）

第４４条　第２４条、第３２条及び第３３条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第２４条中「入居者」とあるのは「使用許可者又は駐車場の使用者」と、同条第１項各号及び第３３条第２項中「市営住宅」とあり、並びに第２４条第２項中「市営住宅又は地区施設」とあるのは「駐車場」と、同条第１項第２号中「入居」とあるのは「使用」と、同項第３号中「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と、第３２条並びに第３３条第１項及び第２項中「入居者」とあるのは「使用許可者」と、第３２条中「市営住宅を」とあるのは「駐車場を」と、第３３条第１項中「市営住宅の」とあるのは「駐車場の」と、同条第２項中「前項」とあり、及び同条第３項中「第１項」とあるのは「第４４条において準用する第３３条第１項」と読み替えるものとする。

附　則

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）次項の規定　公布の日

（２）第３５条の改正規定及び第３４条の次に１０条を加える改正規定（第４０条から第４２条まで及び第４３条第１項第２号に係る部分に限る。）　令和６年４月１日

2　改正後の第３７条の規定による使用許可の申請の手続、改正後の第３８条の規定による使用許可の決定等の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議第１０９号

工事請負契約の変更について

各務原市新庁舎建設工事の請負契約(令和元年７月３０日各務原市議会議決)中「６，６５５，０００，０００円」を「６，７６８，４７３，８００円」に変更するものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

議第１１０号

工事請負契約の変更について

各務原市庁舎解体工事の請負契約（令和３年６月２８日各務原市議会議決・令和４年３月１０日契約の金額の変更の議決）中「８０３，０７８，１００円」を「７９２，０２４，２００円」に変更するものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

議第１１１号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起　　点		重要な経過地
	終　　点		
市道 那１１５６号線	各務原市那加前野町４丁目２１番１	地先から	
	各務原市那加前野町４丁目２１番７	地先まで	

資料

市道認定路線図

1:1500

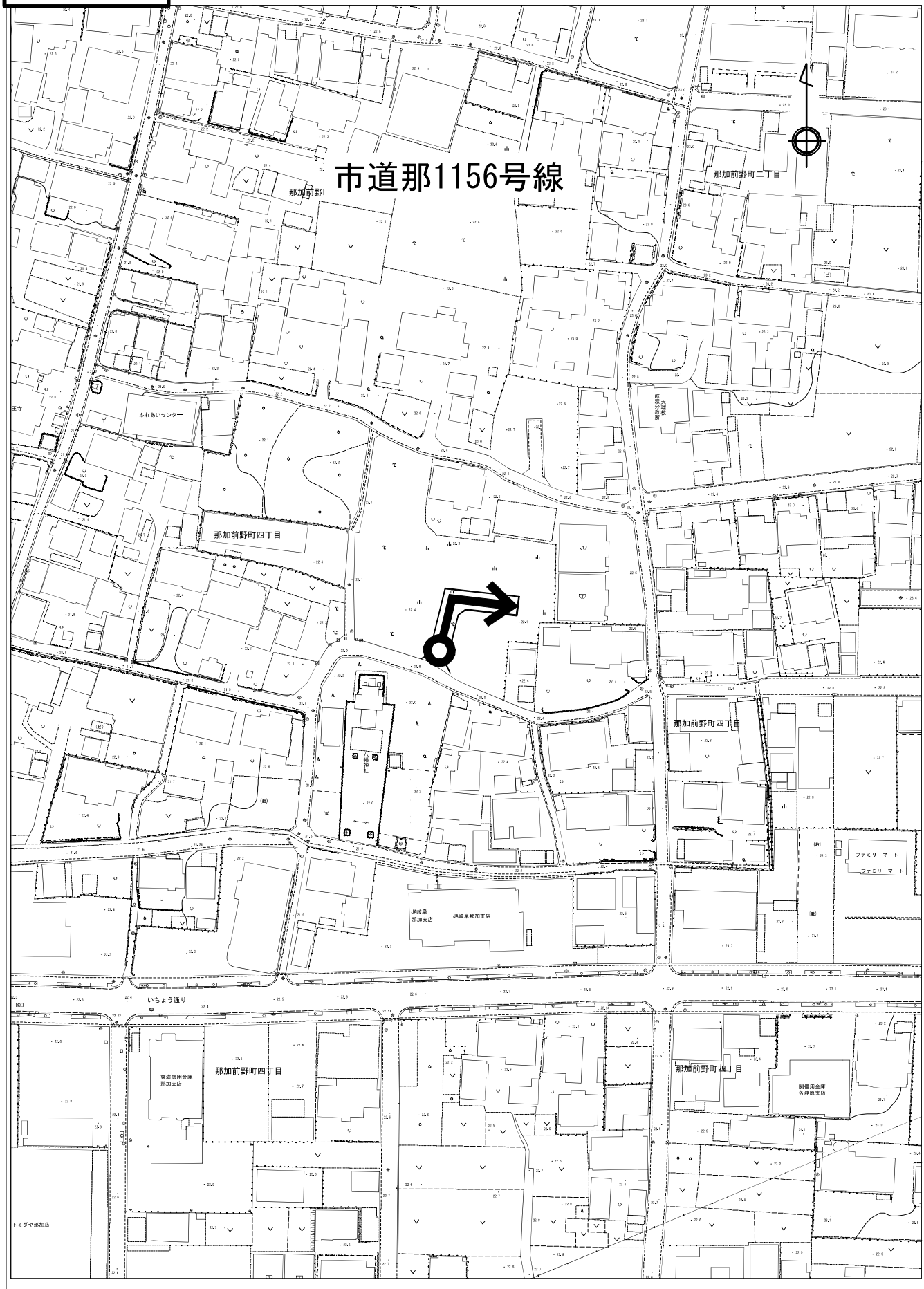

議第１１２号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

地区計画道路を市道として認定しようとする。

路線名	起　　点 終　　点	重要な経過地
市道 那１１５５号線	各務原市那加巾下町２５番１　　地先から 各務原市那加巾下町３２番１　　地先まで	

資料

市道認定路線図

1:1500

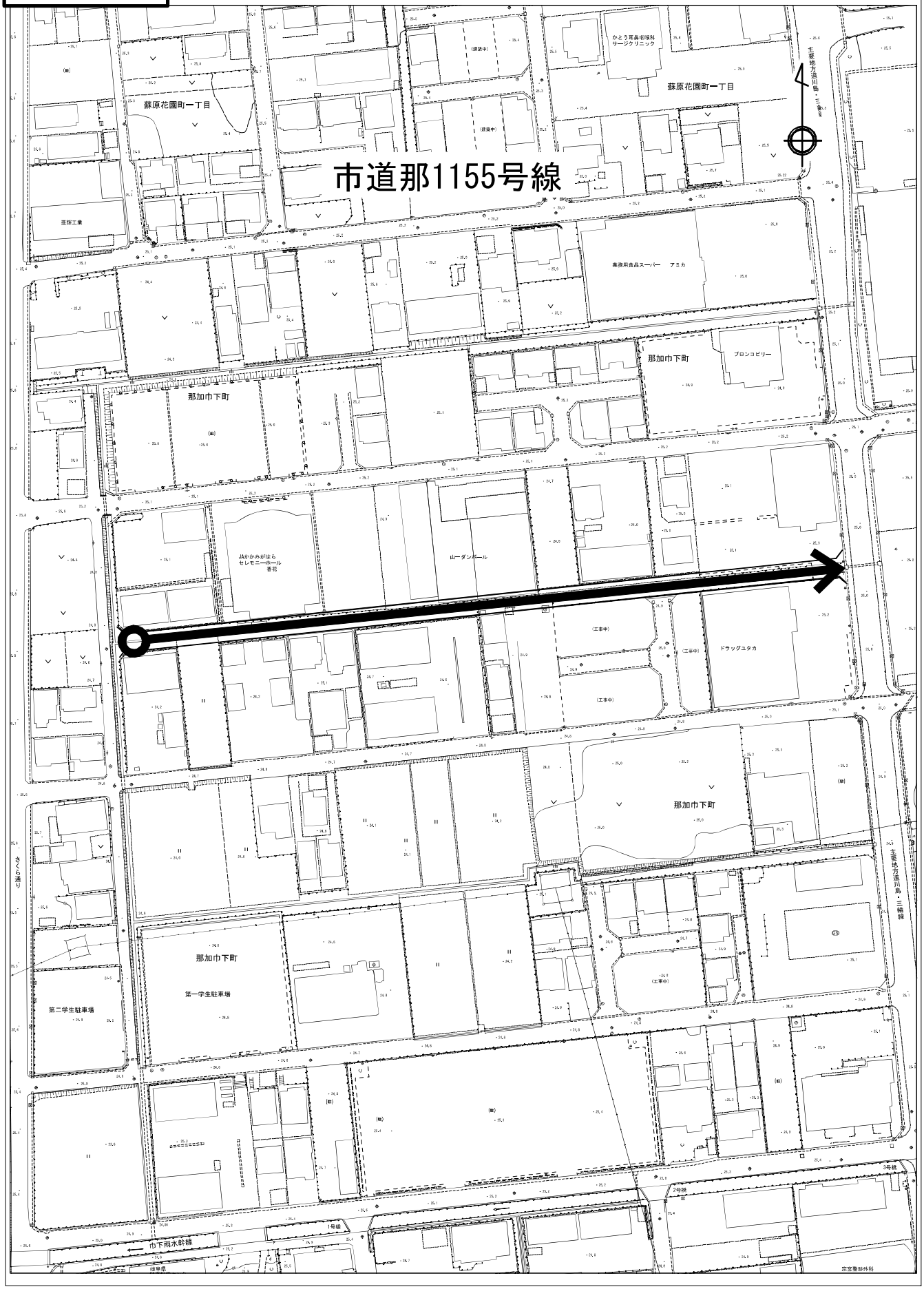

議第１１３号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

鵜沼三ツ池歩道橋更新事業に伴い、新たに設置する道路を市道として認定しようとする。

路線名	起　　点 終　　点	重要な経過地
市道 鵜１４２２号線	各務原市各務山の前町１丁目１番１　　地先から 各務原市鵜沼三ツ池町１丁目２８番１　　地先まで	

資料

市道認定路線図

1:1500

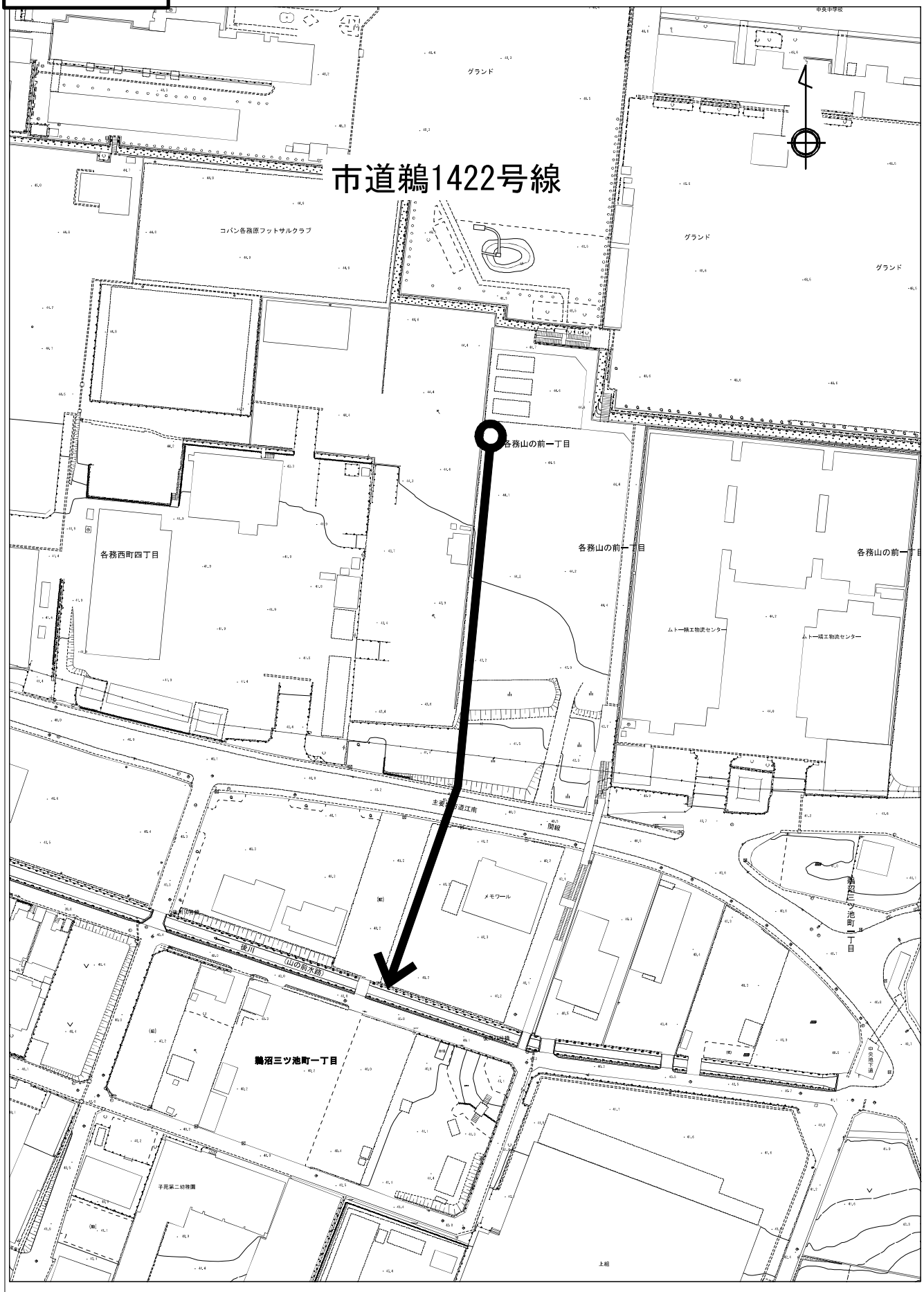

議第１１４号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項及び第８条第２項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

開発行為に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

１　廃止路線

路線名	起　　点 終　　点		重要な経過地
市道 各３４４号線	各務原市各務西町１丁目１５３番１	地先から	
	各務原市各務西町１丁目１５３番１	地先まで	
市道 各３４７号線	各務原市各務西町１丁目４１番	地先から	
	各務原市各務西町１丁目１３９番	地先まで	

２　認定路線

路線名	起　　点 終　　点		重要な経過地
市道 各３４４号線	各務原市各務西町１丁目１５０番	地先から	
	各務原市各務西町１丁目１３９番	地先まで	
市道 各３４７号線	各務原市各務西町１丁目４１番	地先から	
	各務原市各務西町１丁目１５３番１	地先まで	

資料

市道廃止路線図

1:2000

資料

市道認定路線図

1:2000

議第１１５号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項及び第８条第２項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和４年１１月２５日提出

各務原市長　　浅　野　健　司

提案理由

一部を道路の用に供していない市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

１　廃止路線

路線名	起　　点		重要な経過地
	終　　点		
市道 蘇南７７号線	各務原市蘇原瑞雲町２丁目２７番１	地先から	
	各務原市蘇原興亜町２丁目４番	地先まで	

２　認定路線

路線名	起　　点		重要な経過地
	終　　点		
市道 蘇南７７号線	各務原市蘇原瑞雲町２丁目２７番１	地先から	
	各務原市蘇原瑞雲町２丁目２７番１	地先まで	

資料

市道廃止路線図

1:1500

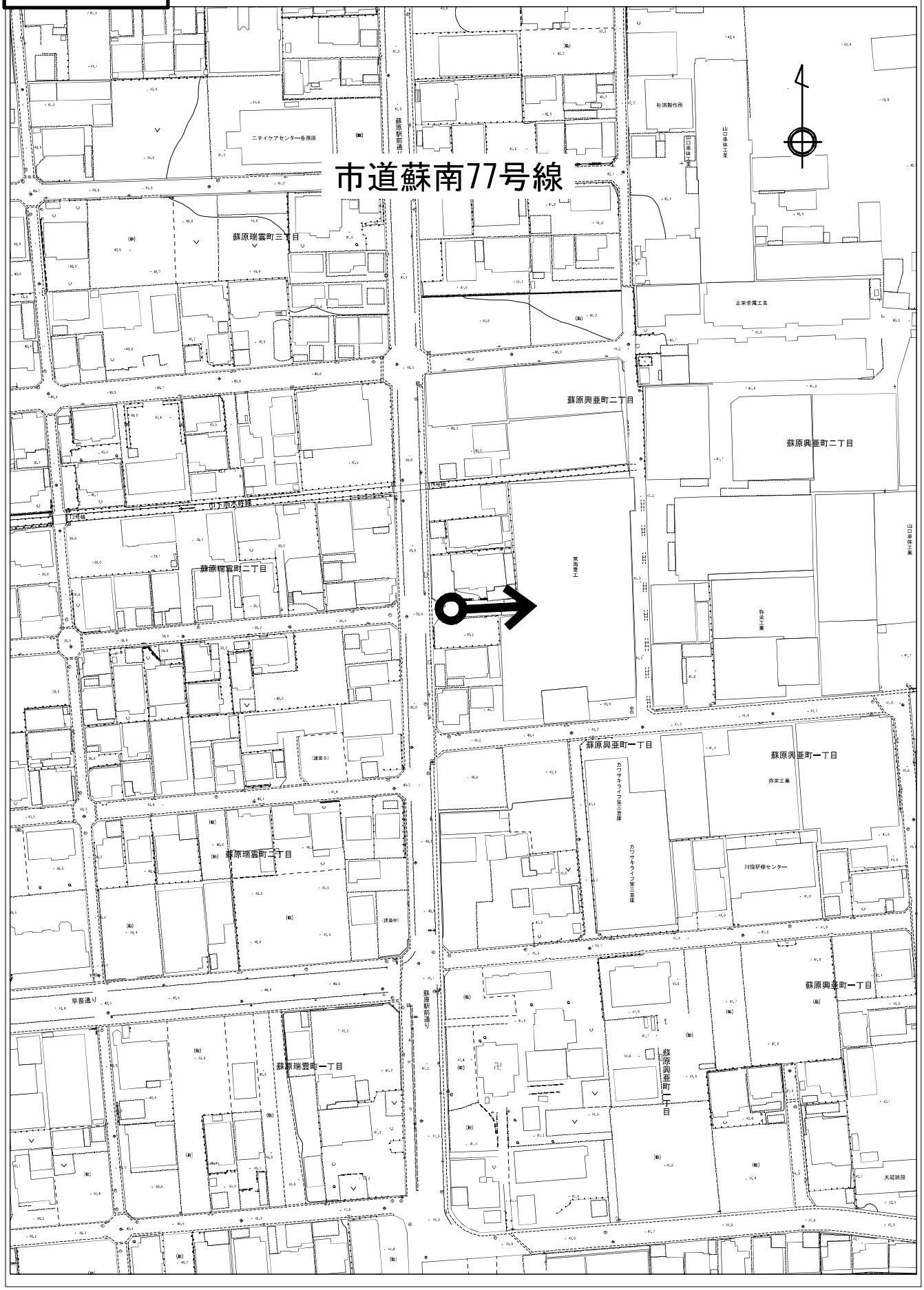

資料

市道認定路線図
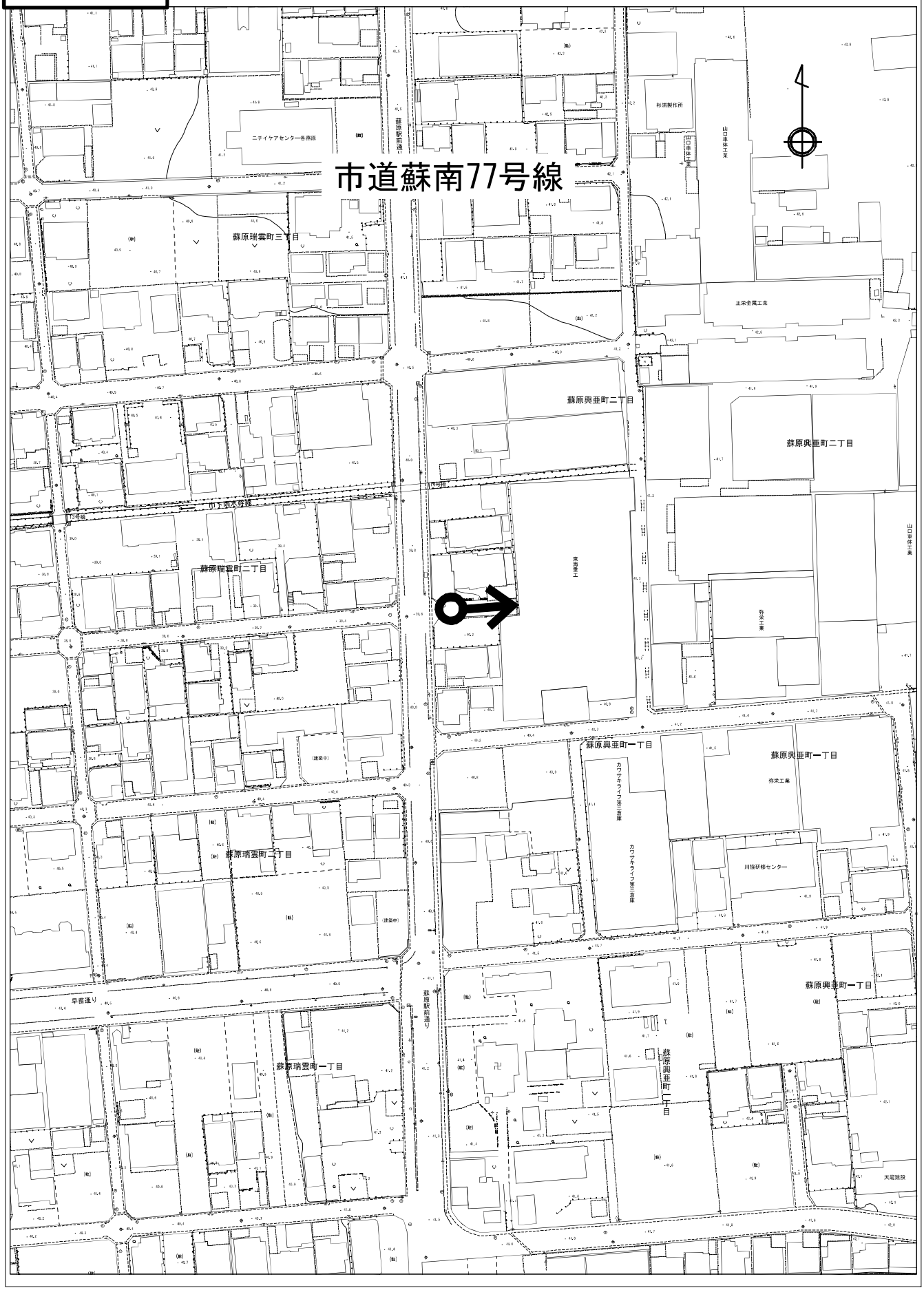
1:1500